都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 19 日
厚生労働省
医政局地域医療計画課

都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準案について、令和８年１月 22 日（木）から同年２月 20 日（金）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	お役所的に数字で無医地区を規定している様だが、現状では地理的な状況・交通事情などで、病院の有る市街地とは切り離された地域が多く存在する。単純な密度・病院数の計算だけでなく、受診・通院にかかる距離・時間を勘案して、重点地区を見逃さない様改定すべきだ。	医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号）第１条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第２項第 11 号イ⑵に規定する区域（重点医師偏在対策支援区域）の設定については、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに記載された考え方を基に、都道府県において、厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮し、地域医療対

		策協議会及び保険者協議会で協議した上で設定することとします。